

## フォークリフト運転技能講習受講料助成金交付要領

公益社団法人福島県トラック協会

### 1. 助成制度の目的

公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部（以下「陸災防」という。）の行うフォークリフト運転技能講習（以下「技能講習」という。）を受講した場合、協会はその費用の一部を助成することとし、運転者の労働災害防止を図ることを目的とする。

### 2. 助成対象者

助成対象者は、福島県内会員（支店、営業所当含む）に勤務する運転者とする。  
協会入会后6ヶ月を過ぎた会員で、会費の未納が無いこと。

### 3. 助成対象

フォークリフト運転技能講習（陸災防技能講習に限る）受講料

### 4. 助成対象額

1人 4,000円限度とし、会員に対して助成をする。

### 5. 助成対象期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

### 6. 助成金の申請手続き

会員は、「フォークリフト運転技能講習受講料助成金交付申請書」に陸災防発行の領収書及び技能講習修了証並びに技能講習受講票の写しを添えて協会へ請求する。

### 7. 助成申請提出期限

申請期限は令和3年2月28日までとする。  
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。  
前年度受講分は対象外とし、次年度への持越しも行わない。

### 8. 助成金の交付

協会は、会員からの助成金交付申請書の内容を審査し、技能講習修了証を確認後適正と認めるときは速やかに助成金を交付するものとする。

### 9. 実施日

この要領は、令和2年4月1日から実施する。